

# 京都府公立大学法人 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

## 1 計画期間

平成23年6月1日から平成27年3月31日まで

## 2 内容

目標1 妊娠、出産、育児に関する制度の周知を実施する。

### <対策>

（平成23年度～）

- ・ 妊娠、出産、育児に関する諸制度の積極的な活用を促すため、制度の内容を、各大学のホームページに掲示するとともに、新規採用研修などの機会を活用して周知を図る。

目標2 育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。

### <対策>

（平成23年度～）

- ・ 各所属長は、男性教職員の配偶者出産休暇や育児休業の取得を促進するため、該当する教職員が取得しやすいよう職場環境づくりに努める。
- ・ 休業・休暇期間等に応じ、適切な代替職員を確保し、必要があれば業務内容や業務体制の見直しを行う。

目標3 育児休業等からのスムーズな職場復帰を支援する。

### <対策>

（平成23年度～）

- ・ 府立医科大学において、育児休業後等の看護師が、スムーズに職場へ復帰できることを目的とした復帰支援プログラムを開発・実施する。

- ・ 育児休業等からの職場復帰時において、各職場の実情に応じ、業務内容や業務体制の見直しを実施する等により、職場復帰しやすい環境整備に努める。

目標 4 女性研究者等の育児を支援し、研究活動と育児が両立できる職場環境の確立を目指す。

< 対策 >

(平成 23 年度～)

- ・ 女性研究者等の育児等を支援するため、病児保育室の開設・運営を行う。  
(府立医科大学での国庫補助を活用した試験的取り組み)
- ・ 育児等のため、研究時間の確保が困難な女性研究者へ、実験や講義の準備等を補助する研究支援員を配置する。  
(府立医科大学での国庫補助を活用した試験的取り組み)

(平成 25 年度～)

- ・ 病児保育室の利用対象者の拡大を検討する。

目標 5 年次有給休暇の取得を促進する。

< 対策 >

(平成 23 年度～)

- ・ 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも休暇取得を促す。

目標 6 時間外労働の削減を図る。

< 対策 >

(平成 23 年度～)

- ・ 業務の見直し・改善を進め、時間外労働の削減を図る。
- ・ 学生・患者サービス等に一定の配慮を行いながら、各職場の実情に応じて定時退勤日の設定を検討する。



